

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、26年末現在、44道府県労委である。

26年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は389件で、このうち25年から繰越されたものは31件、新規に係属したものは358件であった（第45表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は358件で、25年に比べ33件の増加となった。過去5年の推移は、22年423件、23年400件、24年335件、25年325件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が349件・97.5%（25年319件・98.2%）、使用者からの申請が9件・2.5%（同6件・1.8%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第46表参照）。

(4) 道府県別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、徳島40件・11.2%（25年24件・7.4%）が最も多く、以下、鳥取32件・8.9%（同21件・6.5%）、北海道26件・7.3%（同30件・9.2%）、高知18件・5.0%（同15件・4.6%）、埼玉18件・5.0%（同14件・4.3%）が続いている（第45表参照）。

第45表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

26年（単位：件）

区分 都道府県労委	あ っ せ ん								
	係 属 件 数			終 結 件 数					次期 繰越
	前期 繰越	新規係属 件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道	2	26	28	8	7	12	0	27	1
青森	0	2	2	1	1	0	0	2	0
岩手	1	1	2	2	0	0	0	2	0
宮城	1	7	8	6	2	0	0	8	0
秋田	0	6	6	4	1	0	0	5	1
山形	0	3	3	1	2	0	0	3	0
福島	0	2	2	0	1	0	1	2	0
茨城	0	3	3	0	0	0	3	3	0
栃木	0	8	8	5	2	0	1	8	0
群馬	0	1	1	1	0	0	0	1	0
埼玉	0	18	18	6	6	1	0	13	5
千葉	1	3	4	1	3	0	0	4	0
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1	11	12	8	3	0	0	11	1
山梨	0	5	5	2	1	1	0	4	1
長野	2	13	15	9	2	0	0	11	4
静岡	0	17	17	8	8	1	0	17	0
富山	0	5	5	1	2	0	2	5	0
石川	0	12	12	2	0	8	1	11	1
福井	0	7	7	2	4	1	0	7	0
岐阜	0	4	4	0	0	0	4	4	0
愛知	4	6	10	3	7	0	0	10	0
三重	0	2	2	2	0	0	0	2	0
滋賀	0	2	2	1	0	0	0	1	1
京都	1	6	7	3	2	0	0	5	2
大阪	0	4	4	4	0	0	0	4	0
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	1	10	11	4	6	1	0	11	0
和歌山	0	3	3	0	3	0	0	3	0
鳥取	2	32	34	17	11	5	0	33	1
島根	1	3	4	3	0	0	1	4	0
岡山	1	11	12	4	3	1	4	12	0
広島	3	13	16	8	3	2	0	13	3
山口	2	4	6	3	1	1	1	6	0
徳島	2	40	42	7	25	7	2	41	1
香川	0	5	5	1	1	1	2	5	0
愛媛	2	4	6	2	1	0	3	6	0
高知	1	18	19	13	6	0	0	19	0
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀	0	8	8	4	3	1	0	8	0
長崎	1	3	4	2	2	0	0	4	0
熊本	0	12	12	5	7	0	0	12	0
大分	0	3	3	1	1	1	0	3	0
宮崎	0	4	4	1	1	1	0	3	1
鹿児島	2	5	7	1	6	0	0	7	0
沖縄	0	6	6	1	1	0	1	3	3
総計	31	358	389	157	135	45	26	363	26
				43.3%	37.2%	12.4%	7.2%	100%	
25年	23	325	348	132	118	26	41	317	31
				41.6%	37.2%	8.2%	12.9%	100%	

(注) 1. あっせん実施道府県労委のみ計上した。

2. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

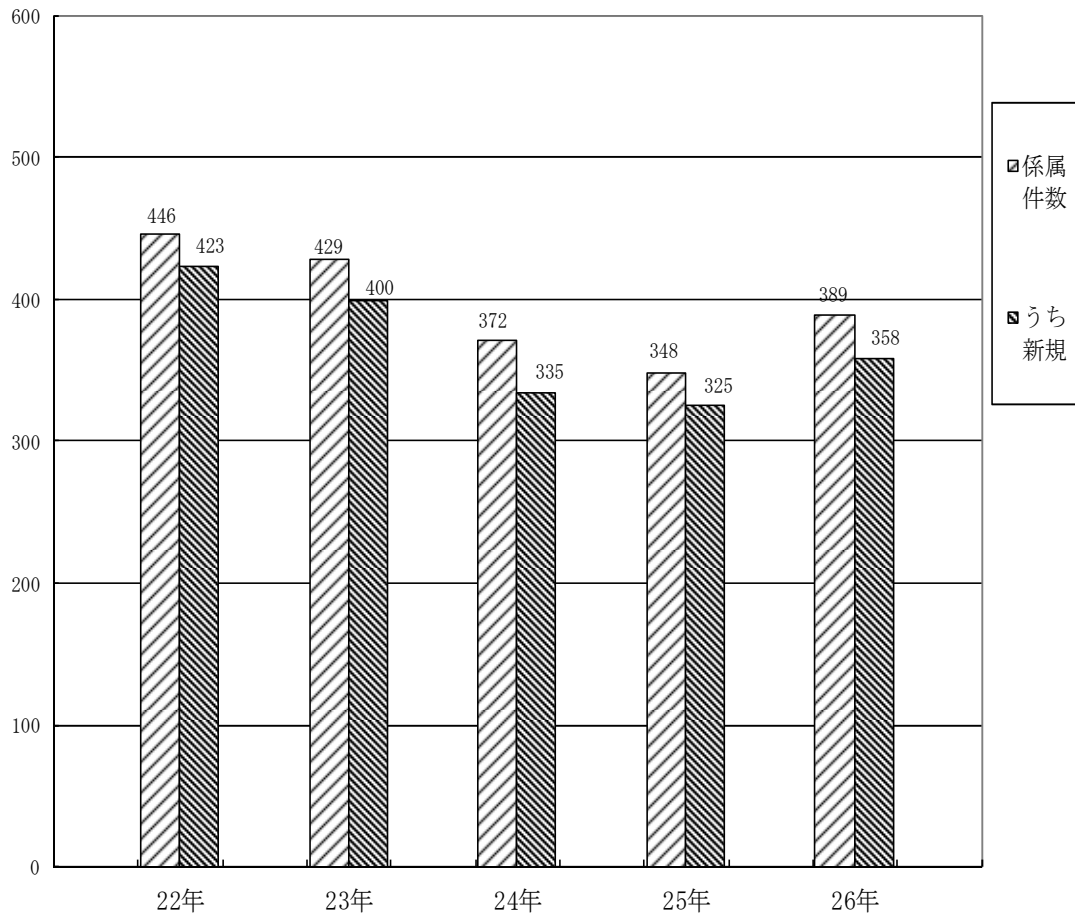
東京都：都によるあっせんを実施。

兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (14年は42労委、15年以降44労委)。

第46表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移
(単位：件)

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
22年	414	97.9%	9	2.1%	0	0.0%	423	100%		
23年	393	98.3%	7	1.8%	0	0.0%	400	100%		
24年	323	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	335	100%		
25年	319	98.2%	6	1.8%	0	0.0%	325	100%		
26年	349	97.5%	9	2.5%	0	0.0%	358	100%		

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は1件・1.2%（25年0件・0.0%）、10人以上49人以下は10件・11.9%（同9件・14.3%）、50人以上99人以下は4件・4.8%（同7件・11.1%）、100人以上299人以下は34件・40.5%（同14件・22.2%）、300人以上499人以下は5件・6.0%（同6件・9.5%）、500人以上は30件・35.7%（同27件・42.9%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は62件・22.5%（同56件・22.4%）、10人以上49人以下は98件・35.6%（同82件・32.9%）、50人以上99人以下は33件・12.0%（同37件・14.9%）、100人以上299人以下は45件・16.4%（同41件・16.4%）、300人以上499人以下は8件・2.9%（同12件・4.9%）、500人以上は29件・10.5%（同22件・8.8%）であった（第47表参照）。

第47表 当事者である事業主の状況

（単位：件）

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
26年 (25年)	組合あり	1 (0)	10 (9)	4 (7)	34 (14)	5 (6)	30 (27)	84 (63)
	組合なし	62 (56)	98 (82)	33 (37)	45 (41)	8 (12)	29 (22)	275 (250)
	合計	63 (56)	108 (91)	37 (44)	79 (55)	13 (18)	59 (49)	359 (313)

（注）件数は終結件数。25年、26年ともに4件不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が195件・53.7%（25年192件・60.8%）、パート・アルバイトが65件・17.9%（同64件・20.3%）、契約社員が46件・12.7%（同35件・11.1%）、派遣労働者が9件・2.5%（同13件・4.1%）、その他が48件・13.2%（同12件・3.8%）となっている（第48-1表及び図6参照）。

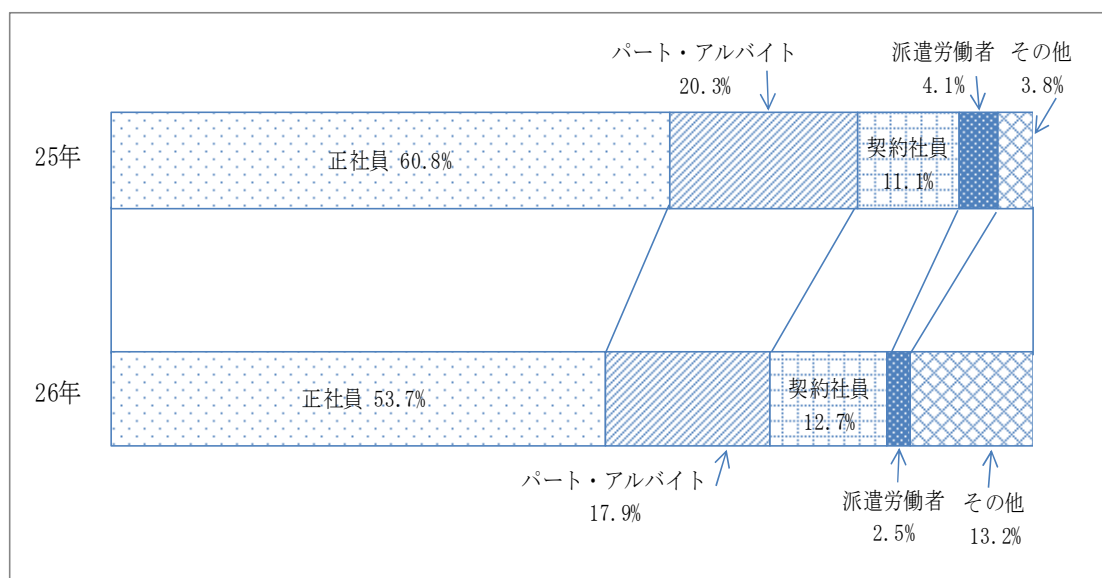
第48-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

(単位：件)

就労状況	正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
25年	192	60.8%	64	20.3%	35	11.1%	13	4.1%	12	3.8%	316	100%
26年	195	53.7%	65	17.9%	46	12.7%	9	2.5%	48	13.2%	363	100%

(注) 1. 件数は終結件数である。25年は1件不明。
 2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別あっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別あっせんの内容別事項を見てみると、いずれも「経営又は人事」が最も多く、以下、おおむね「賃金等」、「職場の人間関係」「労働条件等」、「その他」の順となっている（第48-2表参照）。

第48-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あつせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	108	38.3% (1)	91	32.3% (2)	18	6.4% (5)	46	16.3% (3)	19	6.7% (4)	282	100%		
パート・アルバイト	37	39.4% (1)	21	22.3% (2)	15	16.0% (3)	14	14.9% (4)	7	7.4% (5)	94	100%		
派遣労働者	5	50.0% (1)	2	20.0% (2)	1	10.0% (3)	2	20.0% (2)	0	0.0% (4)	10	100%		
契約社員	34	46.6% (1)	15	20.5% (2)	10	13.7% (3)	9	12.3% (4)	5	6.8% (5)	73	100%		
その他	42	75.0% (1)	10	17.9% (2)	0	0.0% (5)	3	5.4% (3)	1	1.8% (4)	56	100%		

(注) 1 複数の内容を含むあつせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2 下段の()は、各就労状況におけるあつせん事項の順位を表す。

3 あつせん内容の特徴

新規係属事件 358 件に係るあつせんの内容別事項数 506 件 (25 年 468 件) のうち、経営又は人事が 214 件・42.3% (同 220 件・47.0%)、賃金等が 142 件・28.1% (同 100 件・21.4%)、職場の人間関係が 74 件・14.6% (同 68 件・14.5%)、労働条件等が 44 件・8.7% (同 38 件・8.1%)、その他が 32 件・6.3% (同 42 件・9.0%) となっている。25 年と比べると、賃金等は 42 件、労働条件等は 6 件、職場の人間関係は 6 件それぞれ増加し、経営又は人事は 6 件、その他は 10 件それぞれ減少した。(第 49 表参照)。

第49表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あつせん事項

(単位：項目、件)

年次	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		総事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
22年	276	45.5%	183	30.2%	54	8.9%	38	6.3%	55	9.1%	606	100%	423
23年	291	49.4%	153	26.0%	49	8.3%	65	11.0%	31	5.3%	589	100%	400
24年	226	45.7%	120	24.2%	56	11.3%	59	11.9%	34	6.9%	495	100%	335
25年	220	47.0%	100	21.4%	38	8.1%	68	14.5%	42	9.0%	468	100%	325
26年	214	42.3%	142	28.1%	44	8.7%	74	14.6%	32	6.3%	506	100%	358

(注) 複数の内容を含むあつせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 363 件のうち、あっせん員の指名がされた 300 件（25 年 259 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 211 件・70.3%（同 204 件・78.8%）、委員及び事務局職員が 69 件 23.0%（同 36 件・13.9%）などとなっている（第 45 表及び第 50 表参照）。

第50表 あっせん員の構成

（単位：件）

	合計		委 員						委員+非委員				非 委 員			
			三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員		その他		事務局職員	その他		
25年	259	100%	204	78.8%	0	0.0%	0	0.0%	36	13.9%	7	2.7%	0	0.0%	12	4.6%
26年	300	100%	211	70.3%	0	0.0%	1	0.3%	69	23.0%	9	3.0%	0	0.0%	10	3.3%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

26 年は 25 年からの繰越 31 件を含む 389 件（25 年 348 件）の係属事件のうち、363 件（同 317 件）が終結し、26 件（同 31 件）が 27 年に繰り越された。終結した 363 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 218 件（同 182 件）、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 145 件（同 135 件）であった（第 45 表及びチャート β 参照）。

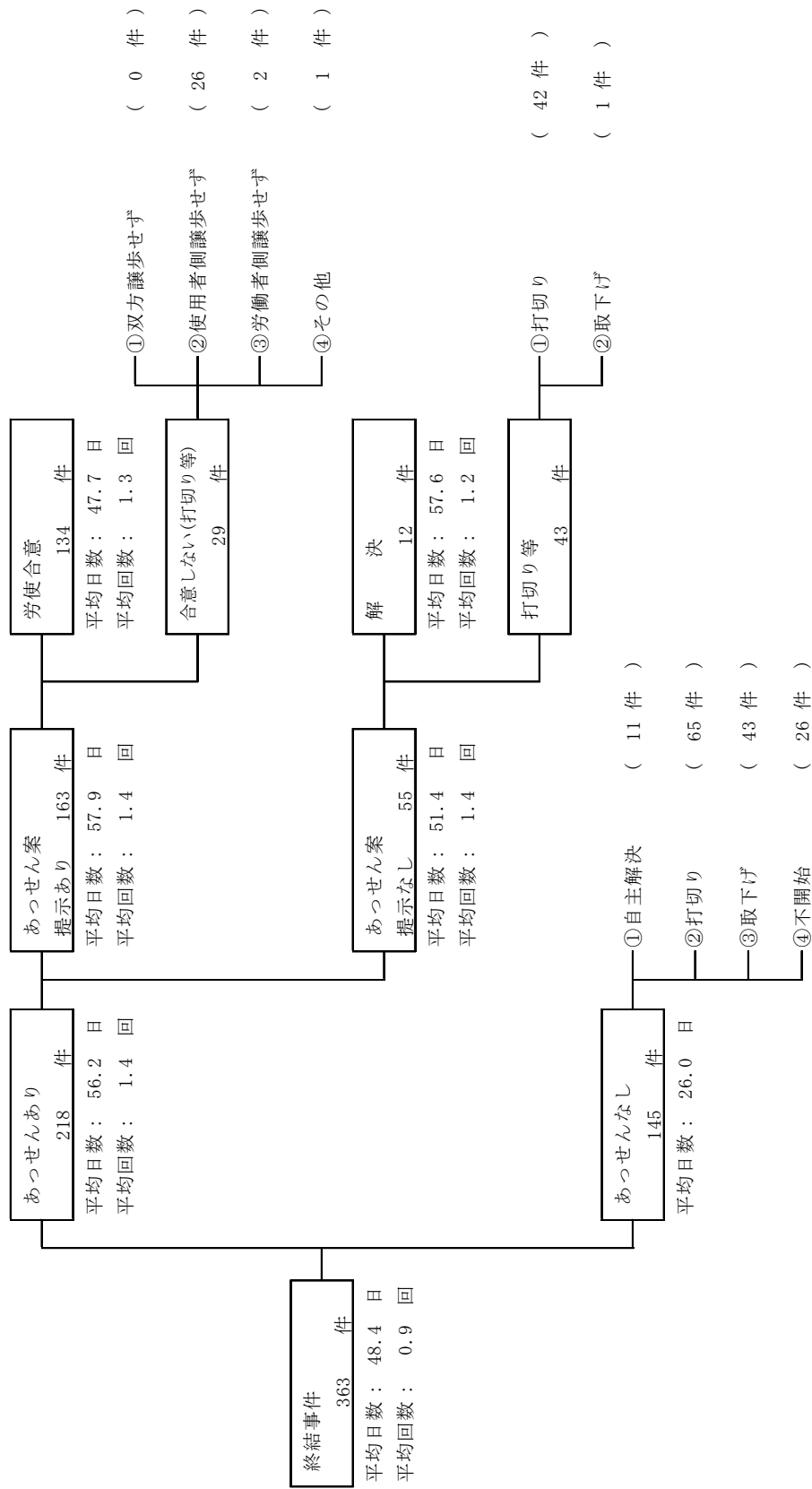
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件 218 件のうち、あっせん案の提示があった 163 件（25 年 113 件）の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 134 件（同 109 件）、労使合意しなかったもの（打切り等）が 29 件（同 4 件）であった。労使合意しなかった 29 件の内訳は「使用者側譲歩せず」が 26 件、「労働者側譲歩せず」が 2 件、「その他」が 1 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 55 件の内訳をみると、打切りが 42 件、解決が 12 件、取下げが 1 件となっている（チャート β 参照）。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 145 件の内訳をみると、打切りが 65 件（25 年 61 件）と最も多く、以下、取下げ 43 件（同 29 件）、不開始 26 件（同 41 件）、自主解決 11 件（同 11 件）となっている（チャート β 参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※1 平均日数 = 処理日数 ÷ 最終件数

※2 平均日数には取下げ及び不開始に係る処理日数を除く

(4) 解決状況

26年に終結した事件363件（25年317件）のうち、取下げ・不開始を除く292件（同250件）の終結状況は、解決157件（同132件）、打切り135件（同118件）で、その解決率は53.8%（同52.8%）であった（第51表参照）。

第51表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
22年	229	54.9%	116	27.8%	41	9.8%	31	7.4%	417	100%	66.4%
23年	184	46.9%	134	34.2%	37	9.4%	37	9.4%	392	100%	57.9%
24年	156	44.7%	121	34.7%	49	14.0%	23	6.6%	349	100%	56.3%
25年	132	41.6%	118	37.2%	26	8.2%	41	12.9%	317	100%	52.8%
26年	157	43.3%	135	37.2%	45	12.4%	26	7.2%	363	100%	53.8%

（注）解決率（%）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く292件（25年250件）の平均処理日数は48.4日（同37.8日）であった（第52表参照）。

（注）あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。

第52表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	22年	23年	24年	25年	26年
平均処理日数	36.8	34.1	33.6	37.8	48.4